

平成31年度予算見積調書

課室名：税務課
 担当名：課税担当
 内線：2659

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B29	自動車保有関係手続のワンストップサービス導入事業費		一般会計	総務費	徴税費	賦課徴収費	税務システム維持管理費	
事業期間	平成17年度～	根拠法令	地方税法第151条の2		宣言項目			
1 事業概要		5 事業説明						
自動車を保有するための多くの手続(車庫証明、検査・登録、自動車諸税の申告納付等)のワンストップサービス(オンラインで一括して行うことができるサービス)を運用し、申請者等の負担の軽減を図る。 (1) MPN関係運用管理 1,080千円 (2) OSS関係事業費 18,461千円		(1) 事業内容 ア MPN関係運用管理：元号改正及び車体課税見直しに伴うMPN接続試験 1,080千円 イ OSS関係事業費：OSSシステム改修及びデータ移行経費、課税標準額テーブル用データ賃借 18,461千円 (2) 事業計画 平成17年度 OSS接続のためのシステム修正 平成17年12月 東京都など4都府県でOSS運用開始(新車新規登録に係るもののみ) 平成18年 4月 埼玉県・静岡県でOSS運用開始(その後5県で運用を開始し、平成28年度まで11都府県で運用) 平成19年11月 印鑑証明書を活用したOSS代理申請開始 平成21年 3月 申請時の入力作業の簡素化等改善 平成27年 4月 納税確認の電子化 平成29年 4月 全国拡大及び新車新規登録以外の移転登録等の手続拡大(平成30年10月10日現在、新車新規登録:35都道府県、継続検査47都道府県、中古車新規等:33都道府県、一時抹消等33都道府県) 平成30年 4月 OSS登録手数料の引下げ (3) 事業効果 政府の「e-Japan重点計画」により、自動車を保有するための多くの手続(車庫証明、検査・登録、自動車諸税の申告納付等)をオンラインで一括して行えるようにすることにより、申請者等の負担が軽減される。 ア 県民の負担軽減：自動車購入時に自動車販売業者に支払う登録代行手数料の削減(8,000円程度：国土交通省調べ) イ 自動車販売業者の負担軽減：自動車登録に係る事務の削減(窓口に出向く回数が4回から2回に減る) ウ 本県の負担軽減：証紙徴収・申告納付に係る経費の削減 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 ア OSS都道府県税協議会で協議しながら、47都道府県と連携して事業を実施している。 イ OSS地域連絡会議で協議しながら、埼玉運輸支局、埼玉県自動車販売店協会及び埼玉県警察本部と連携して、利用率の向上に努めている。						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)総務費(款)徴税費(細目)徴税費 (細節)一般経費(積算内容)自動車保有手続ワンストップシステム委託料等								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.05人=475千円								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
決定額	19,541						19,541	4,607
前年額	14,934						14,934	